

## 第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び伏見地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者、京都府公安委員会などが伏見地区において実施していくバリアフリー化事業などの計画概要を示します。

なお、だれもが利用しやすい旅客施設とするためには、個々の施設の整備状況が特に重要であるため、公共交通事業者が実施する旅客施設のバリアフリー化事業計画は、より具体的な内容を示します。

ここに示す事業計画は、

### ① 特定事業として位置付けるバリアフリー化事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動等円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

### ② 特定事業以外のバリアフリー化事業計画

特定事業にあわせて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

- ① 短期 平成22年までに事業を完了させることを目標とするもの
- ② 長期 事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの、若しくは、現在、取組を進めており、今後とも継続していくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、伏見地区基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会が、それぞれ伏見地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

## 1 近鉄伏見駅のバリアフリー化事業計画の概要

### (1) 近鉄伏見駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、近鉄伏見駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

#### ア 利用動線の整備

地上の改札階とホームを結ぶエレベーターの設置による段差解消や階段手すりの改良により、高齢者や障害のある方などがより円滑に移動できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。

#### イ 情報案内設備の整備

エレベーターやトイレへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置、ホーム縁端警告ブロックへのプラットホームの内方向を示す内方線の整備、トイレのレイアウト図の設置などにより、高齢者や障害のある方などにとって、より分かりやすい案内情報が提供できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。

#### ウ 利便設備の整備

既存のトイレに隣接してオストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた方が器具の洗浄などを行える設備を備える）の多機能トイレを整備する事などにより、高齢者や障害のある方などが、より使いやすい設備となるようにバリアフリー化事業を実施していきます。

### (2) その他の課題に対する考え方

連絡会議や分科会などで提起された上記以外の様々な課題・問題点や近鉄伏見駅以外の駅でも共通の課題となっているものについて、基本的な考え方を示します。

#### ア 様々な設備の改善の検討

ホーム上への非常停止ボタンの設置、電車のつなぎ目に転落防止装置の設置、その他提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期などにあわせ、できる限り多くの設備の改善を図るように努めます。

#### イ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

公共交通機関旅客施設の移動等円滑化整備ガイドラインに沿った案内表示等の統一化、緊急時などの情報表示、国際観光都市の交通の要所としての案内表示（多言語表示など）、より分かりやすい料金表、路線図及び情報案内表示などについて、関係事業者と協議しながら検討を進めます。

#### ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差の縮小など、伏見地区の駅以外の駅でも共通の課題となっているものについては、長期的な課題として検討を進めます。

### (3) バリアフリー化事業計画の概要

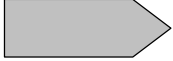



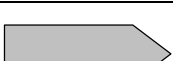

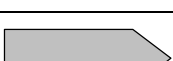

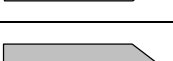
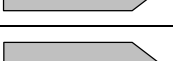
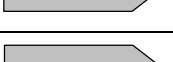

以下の事業を公共交通特定事業に位置づけて事業実施を図ります。

- (ア) 改札階から上り・下り各ホームへのエレベーターの設置（2基）
- (イ) 多機能トイレの設置
- (ウ) トイレの案内表示の改善

- (イ) トイレのレイアウト図の設置
- (オ) 券売機のけりこみの改善
- (カ) 料金表への点字設置
- (キ) 構内案内図の設置
- (ク) 南西側出入り口の階段手すりへの点字設置及びスロープの整備
- (ケ) 階段の手すりの改善（2 段手すり，連続性）
- (コ) 階段の手すりへの点字設置
- (カ) 視覚障害者誘導用ブロックの整備
- (シ) ホーム縁端警告ブロックへの内方線の整備
- (ス) 改札及び階段に誘導チャイムの設置
- (セ) 列車接近表示装置の増設

近鉄伏見駅における公共交通特定事業計画の概要を表一八に，また，公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表一九に示します。

表-8 近鉄伏見駅における公共交通特定事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次				
			H20	21	22	23	～
近鉄 伏見駅	改札階から上り・下り各ホームへのエレベーターの設置（2基）	近畿日本鉄道					
	多機能トイレの設置						
	トイレの案内表示の改善						
	トイレのレイアウト図の設置						
	券売機のけりこみの改善						
	料金表への点字設置						
	構内案内図の設置						
	南西側出入り口の階段手すりへの点字設置及びスロープの整備						
	階段の手すりの改善（2段手すり，連続性）						
	階段の手すりへの点字設置						
	視覚障害者誘導用ブロックの整備						
	ホーム縁端警告ブロックへの内方線の整備						
	改札及び階段に誘導チャイムの設置						
列車接近表示装置の増設							

表－9 近鉄伏見駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次				
			H20	21	22	23	～
近鉄 伏見駅	様々な設備の改善の検討	近畿日本鉄道	▶				
	鉄道事業者における共通課題の検討		▶				

※ 特定事業計画作成の段階で、特定事業として実施可能かどうかの検討を行い、可能な限り、表一八の事業と一体的な整備を行うものとしします。

近鉄伏見駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図－12に示します。

## 2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

### (1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、近鉄伏見駅を発着する鉄道車両及び伏見地区内のバス停を発着する路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

#### ア 鉄道車両

車両の更新時に車いすスペースの確保をはじめとした移動等円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討していきます。

その中で、扉が開いている時にチャイムにより扉位置を知らせる装置についても、車両の更新・改良時にあわせて、順次、整備を図ります。

#### イ 路線バス

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど移動等円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

### (2) バリアフリー化事業計画の概要

京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を表－10に示します。

表－10 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次				
	H20	21	22	23	～
伏見地区のバス停を発着する車両の約90%をノンステップバスとする	▶				

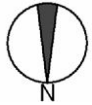
<参考> 京都市交通局（市バス）の車両の更新計画

年次	総車両数	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ノンステップバス・ワンステップバスの割合
平成19年度末 (2007年度末)	760	27	534	74%
平成20年度末予定 (2008年度末予定)	760	27	(※) 607	83%
平成22年度末予定 (2010年度末予定)	760	27	(※) 713	97%

(※) 導入する車両の一部がワンステップバスに変更となる場合がある。

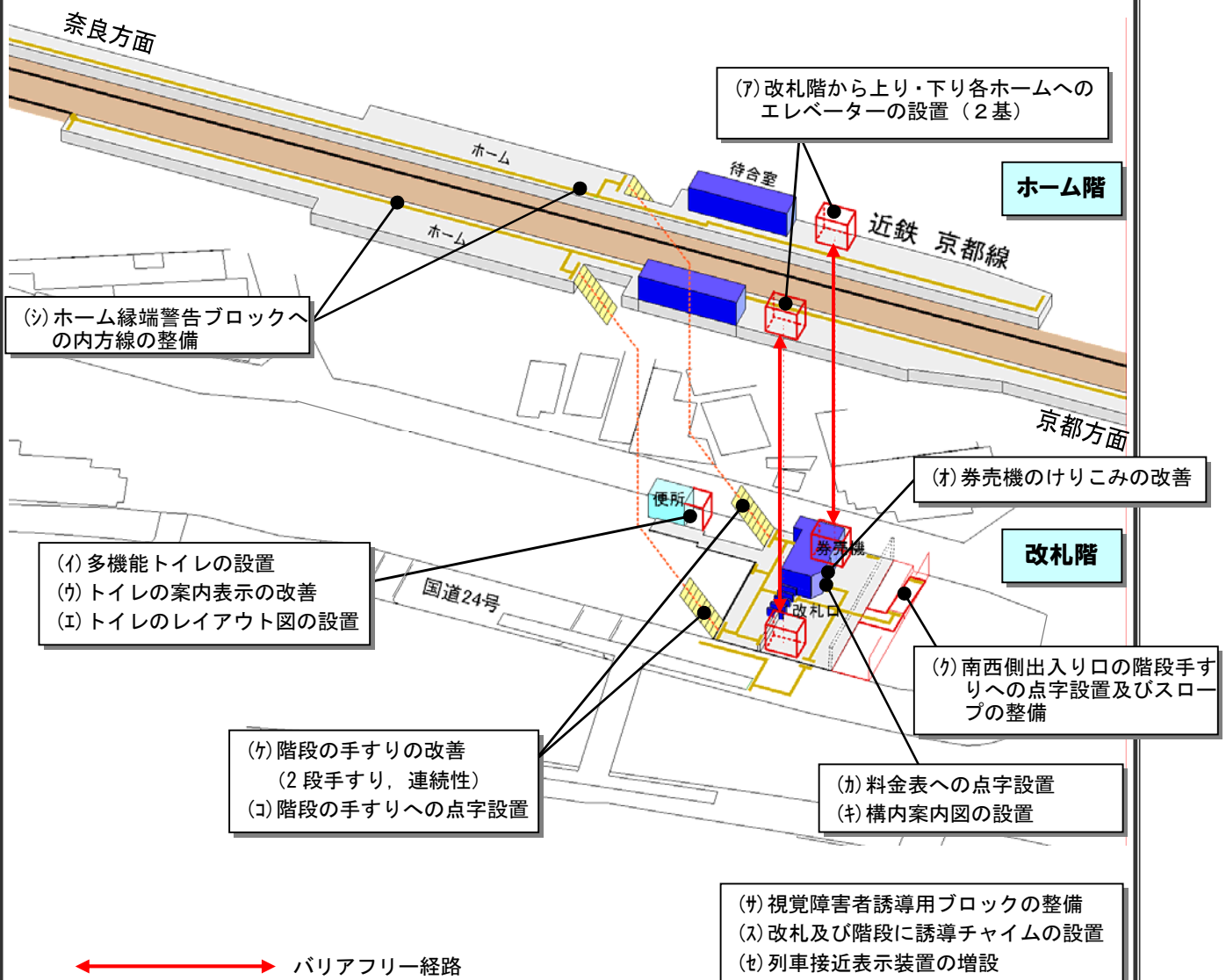
図-12 近鉄伏見駅のバリアフリー化事業計画

# 近鉄伏見駅



## 【近鉄伏見駅の改善計画】

- (ア) 改札階から上り・下り各ホームへのエレベーターの設置（2基）
- (イ) 多機能トイレの設置
- (ウ) トイレの案内表示の改善
- (エ) トイレのレイアウト図の設置
- (オ) 券売機のけりこみの改善
- (カ) 料金表への点字設置
- (キ) 構内案内図の設置
- (ク) 南西側出入り口の階段手すりへの点字設置及びスロープの整備
- (ケ) 階段の手すりの改善（2段手すり，連続性）
- (コ) 階段の手すりへの点字設置
- (サ) 視覚障害者誘導用ブロックの整備
- (シ) ホーム縁端警告ブロックへの内方線の整備
- (ス) 改札及び階段に誘導チャイムの設置
- (セ) 列車接近表示装置の増設



※イメージ図であり，実際の形状・寸法とは異なります。

### 3 道路のバリアフリー化事業計画の概要

#### (1) 事業計画の基本的な考え方

道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業計画などを実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

##### ア 生活関連経路

生活関連経路においては、道路特定事業として、段差・勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

また、京都国道事務所が管理する生活関連経路①（国道 24 号）においては、現在取組中の「国道 24 号電線共同溝事業」の中で、可能な限りバリアフリー化基準に適合させた整備を実施します。

##### イ 生活関連経路以外の道路

駅周辺に分布する商業施設、公共・公益施設への歩行者の移動経路や駅周辺に居住する市民及び来訪者の近鉄伏見駅へのアクセス経路の確保などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、道路特定事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう努めます。

また、京都国道事務所が管理する国道 24 号（竹田街道～近鉄伏見駅）においては、現在取組中の「国道 24 号電線共同溝事業」の中で、可能な限りバリアフリー化基準に適合させた整備を実施します。

##### ウ その他

###### (ア) 安全・快適な歩行空間の確保について

放置自転車の対策については、京都市自転車総合計画に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などとの協力・連携を図りながら取組を進めます。看板・商品などの歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街の取組などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

###### (イ) その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成 20 年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。



(2) バリアフリー化事業計画の概要

伏見地区における道路特定事業計画の概要を表-11に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表-12に示します。

表-11 道路特定事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次				
			H20	21	22	23	~
生活関連経路②	主要府道 大津淀線 (通称：師団街道)	歩行者優先策の検討					
生活関連経路③	主要府道 大津淀線 (通称：京町通)	段差・勾配の改善					
生活関連経路④	市道 深草経 177号線	歩行者優先策の検討					
生活関連経路⑤	一般府道 伏見停車場線						
生活関連経路⑥	一般府道 伏見停車場線 (通称：津知橋通)	整備済み					
生活関連経路⑦	市道 清水町通	歩行者優先策の検討					

表-12 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次				
			H20	21	22	23	~
生活関連経路①	国道 24号	国道 24号電線 共同溝事業					
—	国道 24号(竹田街道~近鉄伏見駅)						
—	重点整備地区内のその他の道路	歩行者優先策の検討					

## 4 交通安全施設などのバリアフリー化事業計画の概要

### (1) 事業計画の基本的な考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、重点整備地区において、高齢者や障害のある方などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

#### ア 信号機の整備

視覚障害のある方などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などの検討を行います。

#### イ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車の影響・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

#### ウ その他

交通安全特定事業計画は、平成 20 年度末を目途に定めますが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

### (2) バリアフリー化事業計画の概要

伏見地区における交通安全特定事業計画の概要を表一 13 に示します。

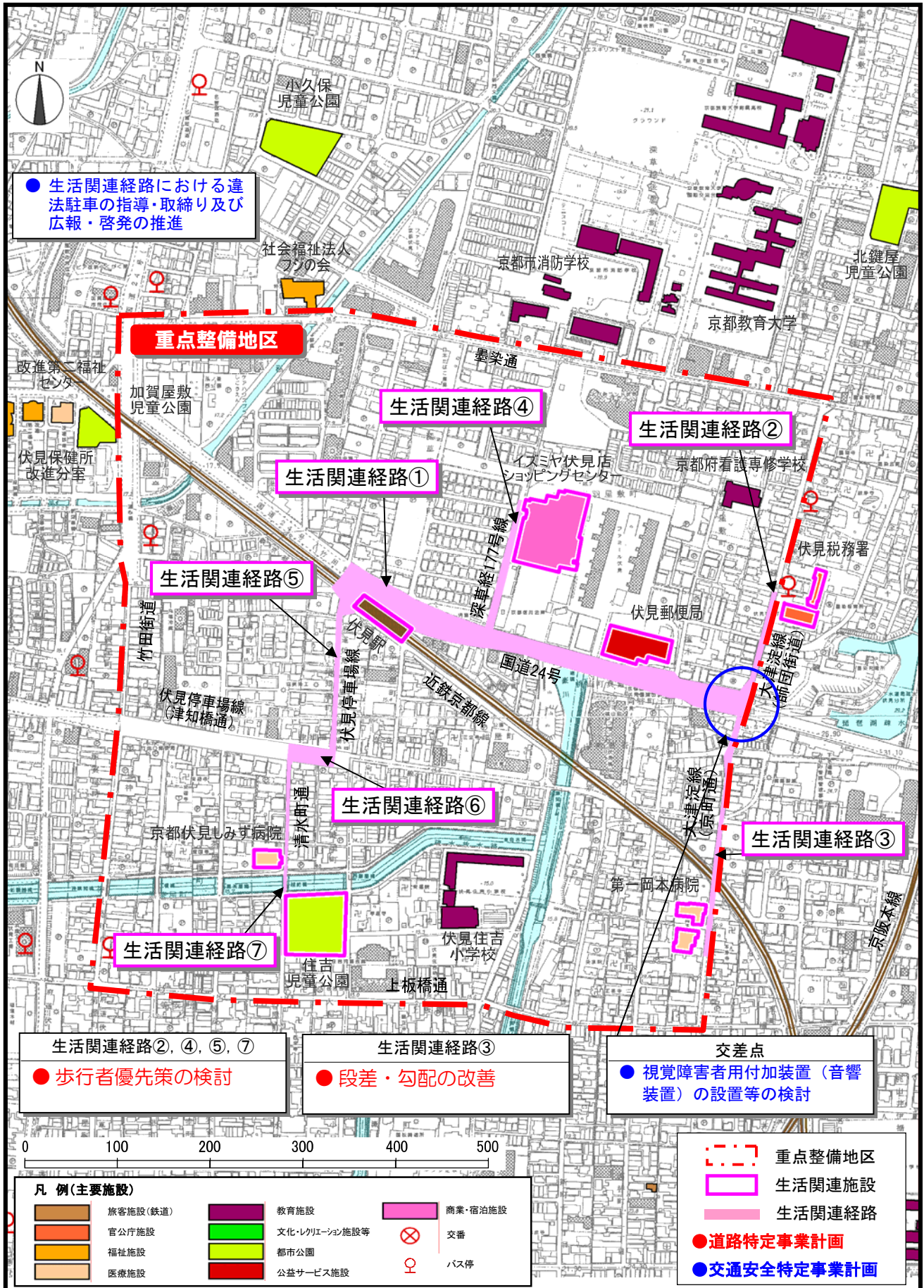
表一 13 交通安全特定事業計画の概要

経路	路線等	事業内容	目標年次				
			H20	21	22	23	～
生活関連経路①	国道 24 号	違法駐車の影響・取締り及び広報・啓発の推進	注)				
生活関連経路②	主要府道 大津淀線 (通称：師団街道)		注)				
生活関連経路③	主要府道 大津淀線 (通称：京町通)		注)				
生活関連経路④	市道 深草経 177 号線		注)				
生活関連経路⑤	一般府道 伏見停車場線		注)				
生活関連経路⑥	一般府道 伏見停車場線 (通称：津知橋通)		注)				
生活関連経路⑦	市道 清水町通		注)				
交差点	国道 24 号と師団街道の交差点	視覚障害者用付加装置 (音響装置)の設置等 の検討	注)				

注) 現在すでに取り組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。

道路、交通安全施設などのバリアフリー化事業計画を図一 13 に示します。

図-13 道路、交通安全施設などのバリアフリー化事業計画



## 5 その他のバリアフリー化事業計画の概要

### (1) 旅客施設以外の生活関連施設における事業計画の基本的な考え方

伏見地区の旅客施設を除く官公庁施設、公益サービス施設、商業施設、医療施設、都市公園等の生活関連施設においては、段差・勾配の改良等のバリアフリー化の取組を進めます。特に、高齢者や障害のある方などが多数利用すると考えられる主要な生活関連施設においては、できる限り、バリアフリー化基準に適合するよう改善の取組を進めます。

### (2) 都市公園におけるバリアフリー化事業計画の概要

伏見地区において、高齢者や障害のある方などが利用する主要な都市公園として、住吉児童公園が挙げられます。この住吉児童公園において、段差・勾配の改良による公園入口及び公園内経路の改善並びにベンチなどの休憩施設の改善の取組を進めます。

### (3) 建築物等におけるバリアフリー化の取組の概要

伏見地区において、高齢者や障害のある方などが多数利用する生活関連施設として、伏見税務署、伏見郵便局、京都伏見しみず病院、第一岡本病院、イズミヤ伏見店ショッピングセンターの施設が挙げられます。これらの施設は、概ねバリアフリー化されていますが、一部未整備の設備がある場合や法律の改正や要綱の運用改正等で、付加・変更された設備等について、未整備になっているケースがあります。施設管理者には、バリアフリー新法による基本構想策定についてご理解いただき、建築物のバリアフリー化について協議を行いました。

以下に、建築物における主要なバリアフリー化の取組の概要を示します。

#### ア 伏見税務署におけるバリアフリー化の取組の概要

伏見税務署では、これまで出入口、トイレ及び建物内において、スロープ、エレベーター、車いす用トイレを設置するなど、様々なバリアフリー化の取組を行っています。今後も、高齢者や障害のある方などが利用しやすくなるように、段差・勾配の改善等のバリアフリー化の取組を進めます。

#### イ 伏見郵便局におけるバリアフリー化の取組の概要

伏見郵便局では、これまで車いす用トイレ、出入口の誘導チャイム、ローカウンターを設置するなど、様々なバリアフリー化の取組を行っています。今後も、高齢者や障害のある方などが利用しやすくなるように、バリアフリー化の取組を進めます。

#### ウ 京都伏見しみず病院におけるバリアフリー化の取組の概要

京都伏見しみず病院では、これまでに様々なバリアフリー化の取組をおこなっています。今後も、エレベーター操作盤前や一般トイレにおいて視覚障害者用誘導ブロックを設置するなどバリアフリー化の取組を進めます。

#### エ 第一岡本病院におけるバリアフリー化の取組の概要

第一岡本病院では、これまでに様々なバリアフリー化の取組を行っています。今後も、バリアフリー新法の基本的な方針に基づいて取り組んでいきます。特に一般トイレやエレベーター操作

盤前の視覚障害者用誘導ブロック，また階段や手すり改善など建築物移動等円滑化基準に基づき随時改善の取組を実施していきます。

#### **オ イズミヤ伏見店ショッピングセンターにおけるバリアフリー化の取組の概要**

イズミヤ伏見店ショッピングセンターでは，これまでに様々なバリアフリー化の取組をおこなっています。今後も，エレベーター操作盤における点字の設置，階段手すりにおける点字の改善，視覚障害者用誘導ブロックの設置・改善などバリアフリー化の取組を進めます。

## 6 ソフト施策及びその他の施策の概要

### (1) コミュニケーションのバリアフリー化の概要

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供、伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表-14に示します。

表-14 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や障害のある方などの移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報提供など
		高齢者や障害のある方などとのふれあいの場の設置など
	学校教育における福祉教育の充実	駅などにおける介助体験、疑似体験など
		高齢者や障害のある方などとの交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	違法駐車・駐輪などの防止	手話や筆談などによる聴覚障害者への適切なコミュニケーションが確保できるような、接客マニュアルによる接客教育
		改札口などに「耳マーク」の提示及び聴覚障害者の求めに応じて、筆談で対応できる体制の検討
		高齢者や障害のある方などへのサポート教育
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	介助体験、疑似体験などによる訓練、研修
		違法駐車・駐輪・看板類など、高齢歩行者などの円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	インターネットを活用した、駅などのバリアフリー状況に関する情報提供（京都市や公共交通事業者のホームページなど）
バリアフリーマップの作成・提供（駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など）		
		移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など
		すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など

### (2) その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民、事業者、関係行政機関などは、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。